

災害救助法の住宅の応急修理申込書（井戸等の修理）

菊池市長 殿

井戸等の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、井戸等の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先（TEL）】（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】

- 1 被災日時 令和 年 月 日
- 2 災害名 （災害名称） 令和 8 年熊本地震による災害
- 3 井戸に関する状況

チェック	水道を利用しておらず、自宅の敷地内にある井戸が飲用水を得る唯一の手段です。 また、以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないことから、井戸等を修理しない場合、自宅に住むことができません。 ☐ 井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難です。 ☐ 井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていません。 ☐ 井戸に損傷がなく、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷です。
チェック	井戸等を修理することで自宅に住み続けることができます。（例①：全壊しているが修理する。例②：半壊等しており修理する（解体しない。）。例③：一部損壊だが修理不要。例④：被害がない。）
チェック	わたしの現在の収入や状況では修理をすることが困難です。
チェック	この申込みにかかる応急修理により井戸の機能が回復した場合、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力をします。

注）該当する場合には左の枠内に該当する旨の記号（「✓」や「レ」等）を付けてください。

自治体記入欄	受付欄
	市町村にて受付日・受付番号を記載

災害救助法の住宅の応急修理申込書（共同での井戸等の修理）

菊池市長 殿

井戸等の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、井戸等の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【共同で復旧させようとする井戸※の所在地】

注）【現在の住所】と同じ場合は記入不要。

【現在の連絡先（TEL）】

（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏名】

（共同で復旧させようとする井戸※が敷地内にある世帯の代表者）

（当該井戸※を共有し共同で利用する世帯の代表者）

1 被災日時 令和 年 月 日

2 災害名 （災害名称） 令和8年熊本地震による災害

3 井戸に関する状況

チェック	水道を利用しておらず、自宅の敷地内にある井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、当該井戸※を復旧させることが飲用水を得る唯一の手段であり、共同で井戸を復旧させようとする場合は、今後、将来にわたって唯一の水源として使用及び維持管理することについて、申込世帯全員合意しています。また、以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないことから、井戸等を修理しない場合、自宅に住むことができません。 ☐ 井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難です。 ☐ 井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていません。 ☐ 井戸に損傷がなく、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷です。 ☐ 被災しなかった世帯の既設井戸を複数世帯で共用するためのポンプ・配管等整備です。
チェック	井戸等を修理することで自宅に住み続けることができます。（例①：全壊しているが修理する。例②：半壊等しており修理する（解体しない。）。例③：一部損壊だが修理不要。例④：被害がない。）
チェック	わたしの現在の収入や状況では修理をすることが困難です。（ここで確認した場合、様式第2号「資力に関する申出書」は不要です。）
チェック	この申込みにかかる応急修理により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力をします。

注）該当する場合には左の枠内に該当する旨の記号（「✓」や「レ」等）を付けてください。

自治体記入欄	受付欄
	市町村にて受付日・受付番号を記載

井戸等の被害状況に関する申出書
(井戸等の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

菊池市長 殿

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく井戸等の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、飲用水を得る途を失った方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、飲用水の取水に欠くことのできない井戸等の構成要素（井戸、配管、継手、取水器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等）です。

修理対象箇所 _____

注）井戸、配管、継手、取水器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等から、修理を要する箇所について具体的に記載してください。

2 被害状況について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

☐ 井戸等の基礎^{注)}が被災により破損、変形等しており、飲用水の取水に支障がある。

注）井戸等の基礎：地表面の井戸開口部を保護するための基礎や、電動機（電動ポンプ）・制御盤を設置するための基礎、配管を固定するための基礎等

☐ 井戸等の構成要素が被災により破損、変形等しており、飲用水の取水に支障がある。

☐ 飲用水の取水に支障がない、井戸等の基礎、構成要素のみの不具合がある。
→ 制度の対象外です。

☐ 井戸の構成要素でない箇所や、井戸等の構成要素ではあるものの飲用水を取水する機能に直接的に影響しない箇所（装飾的な部位など）に不具合がある。
→ 制度の対象外です。

様式第2号

資力に関する申出書

菊池市長 殿

私、_____は、令和8年熊本地震のため、自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等に損傷を受けております。

井戸等を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

(記入例)

- ・住宅ローン、教育ローン等を組んでおり、手持ちの現金もほとんど無いため、応急修理費用が工面できない。
- ・日常生活費や教育費等の支払いで余裕がないため、応急修理を実施する資力がない。
- ・年金収入のみのため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・介護費用などの出費で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がない。

令和 年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏 名

(借家等の井戸等所有者)

現住所

氏 名

様式第3号

修理見積書

見積金額（総工事費） 円（消費税及び地方消費税込）

□「井戸等の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 円（消費税及び地方消費税込）

見積金額（被災者負担分） 円（消費税及び地方消費税込）

工事内訳は別紙（※2、3）のとおり
（工事内訳は、普段使用している見積書を添付してください。）

※1 1世帯当たりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

＜限度額＞ 1世帯当たりの限度額は、757,000 円の範囲内とする。

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付すること。

工事費の内訳は、修理業者指定の様式で差し支えありませんが、
応急修理の対象となる工事の内容を明記すること。

※3 県外事業者が施工する場合であり、「掛かり増し経費に対する補助」を申請する場合は、見積金額に含めないこと。

※4 市町村は、応急修理の受付時に工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に ○ を付けること。

菊池市長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住所	
氏名	

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者

様式第3号の2

洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書

菊池市長 殿

修理業者名	
代表者	
電話	
メール	

災害名	令和8年熊本地震による災害
自治体名	
修理物件	邸における井戸等 (住所：)
調査日	令和 年 月 日

邸における井戸等の修理に際し、「構造等の問題により洗浄の実施が困難」又は「井戸そのものには損傷がないが、井戸等の構成要素の損傷により、井戸としての機能を失っている」ことから、下記のとおり、「洗浄の実施が困難であることの妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

記

【井戸等の状況】

邸における井戸等の設置図面

※井戸孔がコンクリートで被覆されている。井戸が軒下にある等、洗浄の実施が困難と判断された場合は、その根拠となった状況を記載するとともに、現地の状況がわかる写真等を貼付してください。

※井戸等の構成要素の損傷であり、洗浄による井戸機能の回復は見込めないと判断された場合は、その根拠となった状況を記載するとともに、写真等を貼付してください。

例)

- ・採水層と異なる砂礫等が吸い上がっており、管の目詰まり等ではなく、破損が明らかであることから洗浄では機能が回復しない。
- ・発災後〇ヶ月の間生活用水として利用しており、濁水の解消に至らないことから、管の目詰まり等ではなく、井戸以外の設備損傷が原因であることから、洗浄では機能が回復しない。